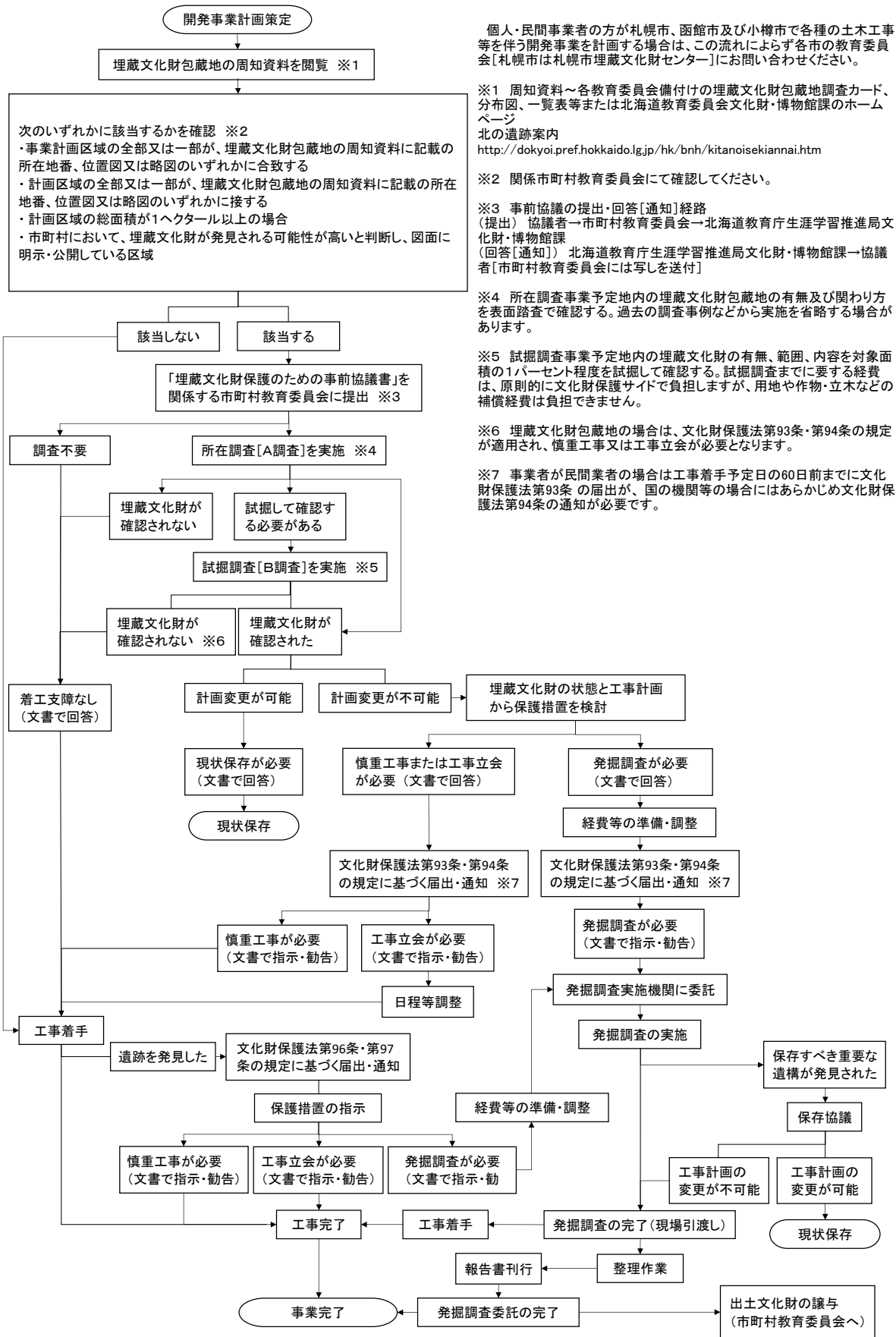


土木工事等に伴う埋蔵文化財保護の流れ



個人・民間事業者の方が札幌市、函館市及び小樽市で各種の土木工事等に伴う開発事業を計画する場合は、この流れによらず各市の教育委員会[札幌市は札幌市埋蔵文化財センター]にお問い合わせください。

※1 周知資料～各教育委員会備付けの埋蔵文化財包蔵地調査カード、分布図、一覧表等または北海道教育委員会文化財・博物館課のホームページ
北の遺跡案内
<http://dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/kitanoisekiannai.htm>

※2 関係市町村教育委員会にて確認してください。

※3 事前協議の提出・回答[通知]経路
(提出) 協議者→市町村教育委員会→北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課
(回答[通知]) 北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課→協議者[市町村教育委員会には写しを送付]

※4 所在調査事業予定地内の埋蔵文化財包蔵地の有無及び関わり方を表面踏査で確認する。過去の調査事例などから実施を省略する場合があります。

※5 試掘調査事業予定地内の埋蔵文化財の有無、範囲、内容を対象面積の1パーセント程度を試掘して確認する。試掘調査までに要する経費は、原則的に文化財保護サイドで負担しますが、用地や作物・立木などの補償経費は負担できません。

※6 埋蔵文化財包蔵地の場合は、文化財保護法第93条・第94条の規定が適用され、慎重工事又は工事立会が必要となります。

※7 事業者が民間業者の場合は工事着手予定日の60日前までに文化財保護法第93条の届出が、国の機関等の場合にはあらかじめ文化財保護法第94条の通知が必要です。